東洋学 報 第九十八巻第三号 平成二十八年十二月

論説

平松 明日香

はじめに

治参与は、永元四年(九二)の和帝による政権奪還に協力した鄭衆に端を発するが、宦官集団の最初の発展期とし になったとされる [東 一九九五:二二一頁]。間違いなくこの事件が後の宦官擡頭に大きな影響を与えたのだが、そ 位した。延光三年(一二四)に皇太子の座を追われた済陰王が宦官の手により皇帝位に即いたのである。この功績 れに先立つ安帝親政期(一二一~一二五)から宦官は政治的に活発な活動を始めていた。後漢時代における宦官の政 により、クーデタの中心人物である宦官孫程ら十九人は列侯に封ぜられ、順帝擁立こそが宦官専横の決定的な契機 延光四年(二二五)十一月丁巳の夜、十九人の宦官を主導とするクーデタが発生し、十一歳の済陰王、 順帝が即

二五六

が本稿の意義である。 安帝親政期からである。安帝親政期およびそれに続く閻太后臨朝称制期は合計五年と短いためか、 しており、 官擡頭の主要因とみなしがちな先行研究の問題点を克服することができよう。 ことは、 なかった安帝親政期および閻太后臨朝称制期を検討することによって、後漢政治史の転換点を当該期に求めること の外戚であった耿氏、 始まっている以上、軽視すべきではない。本稿は、宦官が安帝親政期に政治的進出を果たした要因を、 ど考察の対象にされてこなかった。しかし、宦官による選挙請託や、 めていった可能性は否定できない。しかし、実際に宦官と外戚の提携が顕著になったのは、鄧太后の臨朝称制: [冨田 二〇〇一] [渡邉義浩 以降の宦官勢力拡大の要因を知る上でも有益である。 中常侍が顧問応対という皇帝からの諮問に応える機能を有していた以上、宦官が側近としての地位を固 周知のとおり宦官の擡頭と後漢王朝の滅亡とは密接にかかわっている。その擡頭過程を描く 閻氏と鄧氏派官僚、 一九九五:三二七~三六五頁」。確かに、 反鄧氏派官僚との関係から考察する。 また、 文書伝達の必要性から宦官が鄧太后の周 宦官と外戚の密接なつながりはこの時期から 以上の検討により、 先行研究でほとんど注目されてこ 皇太后臨朝称制のみを宦 これまでほとん 安帝親政期 囲に存在

第一章 安帝親政期の外戚、耿氏と閻氏

閻氏である。 安帝が親政を開始すると、 安帝はもともと清河王家出身であり、後漢で初めて外藩から帝位に即いた皇帝であった。耿氏は清 今まで政権を担っていた外戚鄧氏が誅滅され、新たに二つの外戚が並立した。耿氏と 河

王家時代の安帝の嫡母の一族であり、安帝親政以後、中央に進出した。では、耿氏はもともとどのような一族であっ

2

安帝期、順帝期の例外を除いて、中央官僚を出した記録は稀である。以下に安帝親政期に至るまでの耿氏を具体的 耿氏は七家の一員であり、皇后こそ出していないが、清河王家の事例にもあるように諸侯王家との通婚は行ってい このように、 た。また、清河王妃耿氏の母は明帝の娘の隆慮公主であり、耿氏に対する公主降嫁も行われていたことがわかる。 たその家の娘を皇后に立てるなど、皇室との結びつきを深める政策がとられた [東 一九九五:四八、五七~五九頁]。 よれば、後漢において特定の七家は一般の功臣とは異なる待遇を受け、官職授与・公主降嫁の栄誉が与えられ、ま 安帝親政期に擡頭した耿氏は扶風茂陵の出身であり、後漢建国の功臣耿弇を祖に持つ一族であった。東晋次氏に(3) 耿氏は非常に高い家格を持つ一族であった。その一方で耿氏は辺境官僚としての活躍が目立つものの、

期間は一年に満たないが、政治の中枢を担う官に就任していた点は特筆すべきである。また、耿宝の弟の子である 三年(一二四)秋八月に大鴻臚から大将軍に遷った。安帝の崩御と共に耿氏は誅滅されたため、耿宝の大将軍就任 まず、安帝親政期に中央に進出した耿氏の筆頭として耿宝が挙げられる。耿宝は清河王妃耿氏の兄であり、延光

に述べる。

耿承が安帝期に侍中に就任していたが、これ以外の耿氏は管見の限りみあたらない。 (五八~七五) に尚書、 次に、安帝皇后の一族である閻氏に関して確認する。閻氏は河南滎陽の豪族であり、皇后の祖父、閻章は永平中 次いで歩兵校尉に就いた。加えて、閻章の妹二人は明帝の後宮に入り、貴人となった。

後漢安帝期における宮廷勢力の変容

平松

五七

報

東

后冊立に至るまでに史書で確認できる閻氏は、以上の三人である。つまり、閻氏は明帝期に中央官を出してはいる が閻皇后冊立より前に九卿以上にのぼった人間は管見の限りみあたらない。その上、 閻氏の立后は、皇后を出す家がゆるやかに固定されつつあった後漢の風潮に合わない珍しい例であった。おそ (タ) 閻氏は建国の功臣一族でもな

らく、閻皇后の叔母が、鄧太后の兄である鄧弘に嫁いでいたという姻戚関係故に立后されたのであろう。安帝親政

就任し、延光四年(二二五)の安帝崩御後に車騎将軍に就任し、将軍として大いに朝政に関わった。この他 に就いていた。加えて閻顕、 の兄弟である閻景、 閻氏の領袖としては閻皇后の兄である閻顕が挙げられる。閻顕はおそらく耿宝と入れ替わりになる形で大鴻臚に 閻耀、 閻晏は、それぞれ安帝親政期には 閻景の諸子は安帝親政期に既に、年少ながらも黄門侍郎に任ぜられていた。(ユ) 「卿校」、すなわち九卿または五校尉のいずれか ?の官 閻顕

期の閻氏は以下のとおりである。

らいまでである。 八宦者孫程列伝)。 おいて両氏が反目した形跡はなく、むしろ太尉楊震の謀殺や皇太子劉保廃位などで提携していた(『後漢書』列伝六 耿氏は閻氏より格段に高く、 記録に残っている限り、 閻氏の任官は限定的であったといえる。 また、安帝親政期に中央に進出した外戚の範囲はいずれもその家の領袖およびその兄弟、 鄧太后臨朝称制期の鄧氏は、 同門の就任者という点では閻氏一族の方が耿氏一族よりも多いが、家格という点では さらに短期間ではあるが耿宝は大将軍という高位に就いていた。 鄧太后の従兄弟に至るまで任官されたことに比べると、安帝親政期 しかし安帝親政期に 子弟く

では、耿氏、 閻氏は宦官らといかに提携したのか、また宦官擡頭の時期はいつだったのかを次章で検討する。

安帝期を中心とする宦官、乳母の擡頭

第一節

鄧太后臨朝称制期における宦官

後漢における宦官の擡頭時期を表す史料としては以下の二例がよく挙げられる。

中常侍各おの一人を置き、尚書の事を省しめ、黄門侍郎一人、書奏を傳發し、皆な姓族を用うと。和熹太后 納れず。後に穆 進見するに因りて、口ずから復た陳べて曰わく「臣 聞くならく漢家の舊典、 侍中・

(朱穆)乃ち上疏して曰わく「案ずるに漢の故事、中常侍は士人を參選す。建武以後、乃ち悉く宦者を用う。……」

り以來、權は人主を傾け、天下を窮困せしむ。宜しく皆な罷遣し、博く耆儒宿德を選び、政事に與參せしむべ 女主を以て稱制するより、 公卿に接せず、乃ち閹人を以て常侍・小黄門と爲し、命を兩宮に通ぜしむ。此れよ

『後漢書』列伝三三朱穆列伝

十人、改むるに金璫右貂を以てし、卿署の職を兼領せしむ。鄧后 女主を以て政に臨み、而して萬機は殷遠な 明帝より以後、延平に迄るまで、委用漸く大にして、其の員稍く增し、中常侍は十人有るに至り、 小黄門は二

に國命を寄せざるを得ず。手は王爵を握り、 朝臣の國議、 帷幄を寥斷するに由無く、制を稱し令を下すは、房闈の閒より出でず、刑人を委用し、之 口は天憲を含み、復た掖廷永巷の職、閨牖房闥の任には非ざるな

『後漢書』列伝六八宦者列伝序

このうち主に朱穆列伝の「漢の故事」に基いた上奏文により、 後漢安帝期における宮廷勢力の変容 平松 宦官の擡頭時期は鄧太后の臨朝称制期と考えられて 二五九

きた [労榦 一九四八] [冨田 二〇〇一] [渡邉義浩 一九九五:三二七~三六五頁] 。桓帝期の朱穆は尚書、 乃ち基本的に

宮に出入し、 実を反映していた可能性は高い。永元四年(九二)のクーデタ以降、 非公開であった国家檔案、 のは宦官専任の中常侍のみとなった[渡邉将智 二〇一四:二六一~二六二頁]。加えて、皇太后の居住空間である長楽 文書の授受を行ったのは、 故事を扱う機会が多い官に就いており、その立場に鑑みても「故事」の内容が漢代の現(当) 宦官専任の小黄門であると指摘される [渡邉将智二〇一四:二三三頁]。鄧 侍中の禁中宿直が禁止され、 禁中に宿衛する

穆は、 後述のように和帝期から、宦官である鄭衆や蔡倫が重用され始め、鄧太后も引き続き彼らを身辺に置き続けた。朱 太后の身近に控え、文書伝達に携わっていた宦官が鄧太后の意思決定に影響を及ぼした可能性は考えうる。また、 鄧太后の周囲に主に文書伝達に携わる宦官が増加した事実に基づき、当該期を宦官擡頭の転換点と位置づけ

識的に身を引いたあと、 鄧氏の宦官利用に関して、冨田氏は永初四年(一一〇)、鄧太后の母親新野君の死を契機に鄧氏一族が官界から意 「省尚書事」 補完の為の人的要因として宦官の起用を図ることになったとする 冨田

たのであろう。

太后臨朝称制期にあらわれた政権批判を中心に、 ○一〕。しかし、宦官を文書伝達や諮問に使用したとしても、その実態については検討すべきである。そこで、鄧 宦官利用の実態を考察する。

安帝と鄧太后の廃立を目論み、失敗に終わった事件が挙げられる。 鄧太后臨朝称制期に起こった政権批判としては、 安帝の即位間もない永初元年(一〇七)に、 司空周章が

永初元年、 魏霸に代わりて太常と爲る。其の冬、尹勤に代わりて司空と爲る。是の時中常侍鄭眾・蔡倫等

車騎將軍鄧騭兄弟及び鄭眾・蔡倫を誅し、尚書を劫し、太后を南宮に廢し、帝を封じて遠國の王と爲し、而し な埶を秉り政に豫り、章 數しば直言を進む。……章 眾心の附せざるを以て、遂に密かに謀りて宮門を閉じ、

て平原王勝を立てんとす。 (『後漢書』列伝二三周章列伝)

周章がこの時、鄧氏もろとも宦官の鄭衆、蔡倫を排斥しようとしたことは注目すべきである。鄭衆は永元四年(九

后臨朝称制期にも引き続いて朝政に参与した。鄧太后臨朝称制期における宦官の利用は確かに存在していたのであ 事に與」った(『後漢書』列伝六八宦者鄭衆列伝)。また、蔡倫も和帝期からすでに中常侍に任ぜられており、 握っていた(『後漢書』列伝六八宦者蔡倫列伝)(『続漢書』五行志)。このように和帝期に重用された宦官二人は、鄧太 和帝が皇太后である竇氏一族から政権を奪還する際に重大な働きを果たした宦官であり、 以降鄭衆は「常に議 権力を

る。しかし、中常侍鄭衆が元初元年(一一四)に死去して以降の宦官の寵臣は蔡倫一人しか確認できない。

次に、鄧太后の臨朝称制を批判する以下の三例を確認する。

事を親しくすべきを以て、乃ち同時の郎と上書して直諫す。 永初元年、 孝廉に舉げられ、郎中と爲る。時に和熹鄧后 臨朝し、 權は外戚に在り。 根 (『後漢書』列伝四七杜根列伝) 安帝年長じ、 宜しく政

初め、平原郡の吏の成翊世も亦た太后を諫めて政を歸せしめんとし、 坐して罪に抵たる。(安帝親政後) 根と與

に倶に徴せられ、擢んでられ尚書郎と爲り、並びに納用せらる。 (『後漢書』 列伝四七杜根列伝

ら私權を損なうべしとし、言甚だ切至。太后 從わず。康 心に畏懼を懷き、永寧元年、遂に病と謝して朝せず。[8] 太后、久しく朝政に臨み、宗門盛滿なるを以て、數しば長樂宮に上書して諫爭し、宜しく公室を崇び、自

後漢安帝期における宮廷勢力の変容

平松

漢書』列伝六鄧康列伝)

年(一一二)前後であり、 利用そのものに対する批判はさほど強くなかったとみることができる。加えて鄧康が越騎校尉に就いたのは永初六(9) るのみであり宦官の利用に関しては何ら触れていない。 権の返還もしくは鄧氏の自重を求めていた。しかし、宦官の利用そのものは批判しておらず、当時の官界では宦官 の利用を図る契機になったと考える永初四年(一一〇)の新野君死後に出されたにも拘らず、 鄧太后は約十五年にわたる長期の臨朝称制を行っていたが、これに対し、 政権批判もそれ以後に出されたものと考えられる。つまり鄧康の批判は、 先の杜根、 成翊世、 族の自重を勧告す 鄧康はいずれも政 冨田氏が宦官

職掌について、上奏文の取捨選択と上奏時の意見提出を認めている [汪桂海 一九九九:一六五~一六九頁]。氏の意見 加えて、鄧太后の甥である鄧珍が元初四年(一一七)に黄門侍郎に就いている。また、鄧太后の従兄弟である鄧康加えて、鄧太后の甥である鄧珍が元初四年(一七)に黄門侍郎に就いている。また、鄧太后の従兄弟である鄧康 人物であり、 ているように鄧氏は益州を中心とした「地方」人士と積極的に提携し、 は少なくとも永寧元年(一二〇)までは越騎校尉の官にあった。 乃ち朝堂に詣で、 ○)に鄧氏一族が一斉に官を退いたもしくは朝政に関わらなくなったとはいえないのである。また、東氏も論じ 一九九五:一九七~二一四頁〕。鄧太后崩御の際の尚書令と推測される設諷はかつて鄧隲により朝廷に推薦された 方、 永初四年 安帝親政期に至るまで鄧氏が尚書を掌握していたとみなすことができる。汪桂海氏は後漢代の尚書の 公卿と參謀す」とあるように、 (一一○) 以降にも中央の政界に鄧氏は確認できる。まず、 将軍職を退いた後も、重大な議題があればその検討に携わった。 冨田氏が指摘するように、必ずしも永初四年 尚書台の官も鄧氏派官僚が掌握していた 領袖である鄧隲は、 「其れ大議有れば、

に従えば、 鄧氏は尚書台に鄧氏派官僚を配置し、上奏時に意見を提出することで、鄧太后の政策決定を補助したの

である。 ²³

と、彼らが宦官を必要とした動機は比較的弱かったと考えられる。一方、鄧太后死後の、 称制期には宦官の政治的擡頭が顕著である。次節ではその時代の宦官に関して検討する。 のだろう。ただしその程度は官界からの大々的な批判を受けるほどではなく、また鄧氏による尚書台掌握を考える に文書伝達の方面で勢力を拡大していた。朱穆はその点を重視し、 『後漢書』の朱穆列伝、宦者列伝および和帝期からの宦官重用の流れに鑑みるに、鄧太后臨朝称制期の宦官は主 宦官重用の転換期を鄧太后臨朝称制期に求めた 安帝親政期と閻太后臨朝

安帝親政期から閻太后臨朝称制期にかけての宦官の擡頭

治に参与し、 危機的状況において閻氏に意見し、その意見が採用されていること、また大長秋という皇后近侍の官に就いていた 門から中常侍に遷り大長秋を兼ね権勢をふるったが、順帝擁立クーデタ時に誅殺された。安帝、 安帝親政に至り、安帝および閻氏に重用された宦官の筆頭としては江京が挙げられる。 加えて黄門令の劉安、 閻氏に緊密な関係であったと考えられる。その他の安帝親政期の中常侍としては李閏、 後漢における乳母による政治参与の端緒となった。このように、安帝が親政を開始するや宦官五名、(26) 鉤盾令の陳達もこの時期権勢をふるった。そして安帝の乳母王聖、その娘の王伯栄も政 彼は鄧氏の誅滅後に小黄 北郷侯の死という 樊豊が挙げられ (24)

乳母

(乳母の娘)二名が擡頭するに至るのである。

鄧太后臨朝称制期に著名であった宦官は二人、しかも両者とも

和帝期からすでに重用されていたことを考えると、安帝が和帝、鄧太后と比べ宦官、 ことは明らかである。また、 中常侍李閏は耿宝を通じて自身の兄を楊震に辟召させようとする(『後漢書』 乳母を重視する傾向にあった 四

楊震列伝)など、宦官による選挙請託もこの時期から確認できるようになる。 では、このような宦官擡頭の要因とは何であったのだろうか。安帝の個人的資質、 嗜好も勿論関係していたであ

ろう。しかし、それに加えて安帝親政後の政治状況についても三点ほど考慮に入れる必要がある

述する楊震をはじめとする鄧氏派官僚も依然として一定数存在していた。 に広く根を張っていたこともあり、鄧氏誅滅に対する不満も多く出された(『後漢書』列伝六鄧隲列伝)。加えて、後 まず一点目として鄧氏派官僚の存在が挙げられる。安帝は親政にあたり鄧氏を誅滅したが、彼らは外朝や尚書台

が帝位に即く可能性も存在していた。 安帝に代えて帝位に即けようとしていたとされる人物であり(『後漢書』列伝六八宦者孫程列伝)、こうした対立候補 子である平原王劉勝が、 して官界から不満が出ていたということである。 二点目として安帝即位の正統性に対する疑義が渡邉将智氏により指摘されている [渡邉将智二〇一二]。 疾病を理由に鄧太后によって帝位の継承を妨害され、傍系である安帝が即位したことに対 また、 劉勝の二代後の平原王である劉翼は鄧太后の兄、 鄧悝らが

存在し、また楊震を筆頭に彼らに敵対する高位の鄧氏派官僚も宮中に存在していた。皇帝の親政下では耿氏、 のいずれも専権をふるいうるには足りず、複数の外戚が拮抗する状況下で、外戚と皇帝の信任を受ける宦官、 乳母 閻氏

安帝親政期の中央政界が不安定であったことが挙げられる。当該期には複数の外

三点目として、

その結果、

江京、 が結合し、皇帝の左右にあることで権力維持と政敵排除に努めることは極めて自然なことであった。閻氏が大長秋(%) 中常侍樊豊を利用して皇太子を廃位したように(『後漢書』本紀一〇安思閻皇后紀)、外戚は自身の要望を実現

するために、安帝の意思決定に関与する宦官を積極的に利用した。

することが可能であった一方で、禁中への出入は禁じられていたため、最終的な裁可には関与できなかった。安帝 に自派の官僚を配置できたのは、尚書令陳忠らの任官時期から考えて、政権奪取から約一年後の延光元年(一二二) らを重用したのは必然であろう。加えて、鄧氏が臨朝称制開始直後より尚書台を掌握したのに対し、 応対に携わっていたが、政権交代の不安定な時期にあたり、長年親政を行えなかった安帝が周囲に控えていた宦官 以降である。 は自身に近侍していた宦官の意見を裁可にあたり参考にしたと考えられる。侍中や議郎などの士人専任の官も顧問 らの上奏文は安帝自らが決裁する必要があった。 後述のように、安帝は自身に忠実な官僚を尚書台に集結させることにより、鄧氏派官僚に対抗したが、尚書台か それまでの期間安帝に近侍し、 鄧氏誅滅などの政策決定に関わった宦官らを、 尚書官僚は上奏文に意見を加えることで、皇帝の意思決定を輔佐 安帝は継続して利用

影響力を保持できた。こうして、安帝、外戚双方が宦官を必要としたことで、安帝親政期における宦官の擡頭要因 たと考えられる。また、外戚は政治的発言力を強めた宦官と選挙請託などを通じて提携することで、

がそろったとみなすことができる。

それではなぜ安帝は鄧氏派官僚を一掃するに至らなかったのか。また閻太后臨朝称制期において、江京や李閏 陳達といった複数の宦官が閻氏の周囲に存在し続けたのはなぜなのか。次章では、これらの疑問に関して士

後漢安帝期における宮廷勢力の変容

平松

二六五

人官僚と外戚、宦官の関係から検討する。

第三章 安帝親政期から閻太后臨朝称制期にかけての士人官僚

第一節 安帝親政期の中央政界における問題 鄧氏派官僚の残留と皇太子廃嫡問題

隲の従兄弟)、 安帝は鄧氏の諸兄弟を洛陽に戻させたが、鄧氏が著しく凋落したことに変わりはない。 くは自殺し、 鄧太后の死により安帝は親政を開始したが、その親政は開始直後から問題を抱えていた。 安帝は親政開始直後に鄧隲をはじめとする鄧氏を一掃した。これにより鄧隲、 鄧遵 宗族は皆免官されて本郡に帰された。これに対し、特に鄧隲の処分については官界から抗議が起こり、 (鄧隲の従兄弟)、鄧暢 (鄧隲の従兄弟)、鄧忠 (鄧隲の甥)、鄧広宗 (鄧隲の甥) が処分される、もし 鄧鳳 (鄧隲の子)、鄧豹

処罰に関する一定の規則性は確認できない [狩野 一九九三:三八二頁]。楊震が鄧氏の故吏であることを理由に免官(32) 追われた時には来歴らと共に反対運動を起こしている。また、鄧隲の府に辟召された人間は、 張皓が挙げられる。 例えば殺諷は尚書令という要職に就いていたにも拘らず、その後も官界に残り、 あたるが、この中で鄧氏誅滅時に辞任もしくは免官された人間は朱寵、 ては何熙、 では、この際鄧氏派官僚に対してどのような処分が下ったのか。まず、鄧隲によって朝廷に推薦された人間とし 殺諷、 羊浸、 将軍職にあった鄧隲が自ら部下として自身の府に呼び寄せた人材であり、 李郃が挙げられる。しかしこの中で鄧氏誅滅と同時期に官を去った人間は李郃のみであり、 (図) 陳禅のみであり、 劉保 (後の順帝) が皇太子の位を 狩野氏が指摘するように 彼らは鄧隲の故吏に 楊震、 朱寵、 陳禅、

が、安帝は数年にわたり彼を処罰するに至らなかった。こうした故吏に対する処罰の不規則性は、なぜ生じたのだ されたのは延光三年(一二四)のことであり、 (一二三)に楊震が太尉に任ぜられたことからもうかがえる。その間楊震は宦官らの横暴について鋭く批判していた 安帝親政期のうち三年間は重用されていた。このことは延光二年

帝権力に対する支えとなったとする [渡邉義浩 一九九五:一八六~一九一頁]。処罰されなかった鄧氏の故吏すべてが(33) 「家学」を持っていたわけではないが、地方官が赴任先において現地の門生と師弟関係を築いた以上、免官時に生 渡邉義浩氏は楊氏など「家学」を持つ官僚からはそれを学ぶ門生という具体的な人的結合関係が生じ、 鄧氏派官僚の一掃には及べなかったと考えられる。 時には皇

じる影響は必然的に大きくなり、

を聞き入れず、廃嫡を断行した。次いで来歴は十余名の官僚と共に反対運動を起こしたが、これも聞き入れられず、(33) 事の経緯は以下のとおりである。宦官江京、樊豊は安帝の乳母王聖らと共に皇太子の廃位を訴え、安帝は公卿議を 安帝の怒りを畏れた官僚たちは次々と反対運動をやめ、唯一残った来歴は免官された。一見すると安帝の意のまま 開催する。そこで当時太僕であった来歴は太常の桓焉、廷尉の張皓と共に皇太子廃嫡の非を訴えるが、安帝はそれ(ミミ) 加えて、皇太子廃嫡問題に関しても、後漢建国の功臣一族である来歴を筆頭に官界から強い非難が起こっていた。

在し続けたと思われる。また、この運動に鄧氏派もしくはそれに近しい人間であった、祋諷や桓焉が関与していた

後漢安帝期における宮廷勢力の変容

平松

このうち孫程らによるクーデタが成功したことを考えると、皇太子廃位に対する悪感情は依然として宮中に存

閻太后臨朝称制期においても李郃や宦官孫程らが廃太子の擁立を謀

に、

問題が解決したかのようである。しかし、

ことも留意すべきである。このように安帝の親政は、 鄧氏派官僚の残留、 皇太子廃嫡に伴う官僚の反発という点で、

第二節

安帝親政期における士人官僚の活用

不安要素を抱えていた。

なった。鄧康は鄧太后により属籍を絶たれていた(外戚も含めた宗室の親属の名籍から除くこと。 し殺されかけたが、 太后臨朝称制期に免ぜられたが、安帝親政期に入ると官界に呼び戻された。杜根は、鄧太后による長期政権を批判 鄧氏を批判し免官された、反鄧氏派官僚が挙げられる。第二章第一節で言及した杜根、 一〇〇頁])が、 こうした中央政界に対して安帝はどのように対応したのか。 安帝親政後に侍中を拝した。このように鄧太后により何らかの処分が下された官僚を安帝が招聘し 安帝親政後に侍御史を拝した。 成翊世も鄧氏批判を行い罪せられたが、 まず、安帝が親政にあたり招聘した人材としては、 成翊世、 安帝親政後に尚書郎と 東 鄧康はいずれも鄧 一九九五:九九~

書令を拝した。延光三年(二二四)司隷校尉に遷り、宦官、外戚を弾劾したことで地方に転出されそうになるも、 身の人間 称制期にかけての尚書台は、 ついて検討する。 次に後漢において政策決定で大きな役割を果たした尚書台の人事に関して検討する。安帝親政期から閻太后 東 一九九五:二一五~二二〇頁〕が目立つ傾向にある。まず、安帝親政期に尚書の任についていた陳忠に 陳忠は沛国洨の人である。長らく尚書の官にあったことから、 東氏の言う貴戚に批判的な儒家官僚の系譜を引く地域 尚書僕射に遷り、 (潁川・汝南・陳留・沛など) 安帝親政期に尚 臨朝 出

たことは留意すべき事実である。

いまだ宮中に残る鄧氏派官僚に対する人事であった可能性は非常に高

を尚書官僚として過ごした人物である。官にあるときは鄧氏の故吏の朱龍、 に皇太子廃位に固く反対した来歴を弾劾した(『後漢書』列伝三六陳忠列伝)。また、安帝親政期に中央に呼び戻され(፡፡8) 成翊世らを安帝に推薦したのも陳忠であり、政治的に反鄧氏の立場をとっていた。この他、 延光四年(一二五)に尚書令に戻り、その後まもなく死去している。延光三年(一二四)を除き、安帝親政期の大半 陳禅を弾劾した。また、先述した杜根、 陳忠は諸 々の尚書と共

期の尚書は反鄧氏の傾向が強かったと推測でき、安帝が自身で政治を摂るにあたり、 台に集めたと考えられる。彼らは反外戚という立場から安帝の外戚を批判することはあったが、廃太子の一件にみ 派官僚を含む、 子廃位反対運動の参加者は、 えるように安帝の決定には従順であった。安帝の外戚を批判することはあれ、 と共に行動した形跡はない。 た成翊世は尚書郎に任ぜられた後、 来歴らの皇太子廃位反対運動と協調せず、 陳忠が「諸々の尚書」と共に来歴を弾劾したことをあわせ考えると、尚書台は、 詳細に名が伝わっているにも拘らず(『後漢書』 皇太子廃位に反対して官を追われることになる。 反外戚 (鄧氏) の立場にいるものも目立った。 列伝五来歴伝)、この時成翊世が来歴ら 安帝親政下で反鄧氏派官僚を尚書台 自身に有利になる人材を尚書 しかし来歴を中心とする皇太 安帝親政 鄧氏

この他、 外戚耿氏と提携した官僚のうち周広、 謝惲、 劉瓌は侍中を拝したが、 耿氏の誅滅と共に免官された。 な

に集結させることには意味があったであろう。

劉瓌は宗室である。

お周広、

謝惲の出身は不明であるが、

閻氏と提携した官僚は劉授、 馮石、 劉喜が挙げられる。劉授は延光元年(二二二) 司空に就き、 楊震の代わりに

後漢安帝期における宮廷勢力の変容、閻顕の選挙請託を受けた。馮

平松

馮石は南陽湖陽の人である。延光三年(一二四)楊震に代わり太尉となり、 延光

二六九

四年(一二五) 0 馮世は黄門侍郎、 北郷侯の即位、 その他の二子は侍中を拝している。 閻太后の臨朝称制と共に太傅に遷り、録尚書事の任も与えられた。 劉喜は東莱の人であり、 延光四年(一二五)に司徒から太 加えて馮石の子

馮石と同じく録尚書事も付与された。これら三者はいずれも閻氏の誅滅と共に免官されており、

閻氏と提携していたことは明らかである。

尉に遷っている。

では次に、閻太后臨朝称制期に、閻氏がどのような人間を招聘したか、また尚書台との関係はどのようなものであっ が強い土地出身者でもない人間が目立つ。こうした官員や一部の宗室が、 たかを考察する。 以上、耿氏、 閻氏と提携した六人は、出身が明らかでない者もいるが、 耿氏、 概ね鄧氏派官僚でもなく、 閻氏と提携したものと考えられる。 反外戚の傾向

第三節 閻太后臨朝称制期の官界と尚書台

以下、その略歴を記す。 の府に辟召、 延光四年 (一二五) 三月安帝が崩御し、 もしくは閻太后が中央に呼び戻した人間は、管見の限り崔瑗、 北郷侯の即位に伴い閻太后が臨朝称制を開始した。その際、 陳禅、 李郃、 来歴の四名が確認できる。 閻 顕が自身

閻顕の府に辟せられた。李郃は建光元年(一二一)に請託によって免ぜられたが、北郷侯即位後の延光四年(一二五) 禅は先述のとおり鄧隲の故吏であり、鄧太后臨朝称制期に左遷、そして鄧氏誅滅時に免官されたが、 崔瑗は度遼将軍鄧遵に辟せられてまもなく鄧氏の誅滅と共に免官され、後に車騎将軍閻顕の府に辟せられた。 後に車騎将軍 陳

夏四月に司空を拝した。来歴は先述のように廃太子問題で免官された後、閻太后により将作大匠に任ぜられた。

ここで、閻太后臨朝称制期に閻氏により招聘された人材が、いずれも安帝親政期に免官された人間であることに

では閻氏はなぜ、安帝親政期に官界を追われた人間を呼び戻したのか。理由の一つとして、尚書台との関係が挙げ 注目したい。さらに、陳禅と来歴、東氏に従うならば李郃も含めた三人が尚書陳忠により弾劾された過去を持つ。

陳忠は尚書令を拝してすぐ死去し、その後任は順帝擁立クーデタ時に尚書令に就いていた劉光であったと考えら

劉光は尚書として詔勅の作成に関わったが、この時点でクーデタの帰趨はまだ定まっていなかったとされ れる。彼もまた、 沛国蕭、つまり外戚に否定的な儒家官僚の多い地域出身である。また、順帝擁立クーデタの際 富田

らず、事が起こるや現場に駆けつけ、衛尉閻景を切り伏せた。その功績もあり、後に尚書令に昇進した。なお、彼 ○○○〕、彼の反外戚意識の表れととることもできる。この他、尚書郭鎮はクーデタ勃発時、病床にあったにも拘(髺)

もまた外戚に否定的な儒家官僚の多い潁川の出身である。

者が目立つ。安帝親政期においては反外戚の官僚を尚書に集めることが、鄧氏派官僚に対抗する策として意義があっ 尚書郎成翊世、 尚書郭鎮の存在を併せて考えても、安帝親政期から閻太后臨朝称制期の尚書台には反外戚の立場の

以上、安帝親政期の陳忠以降の尚書令を列挙すると、外戚に否定的な立場をとる者が連続していることがわかる。

ただろう。当時の尚書官僚は、 たと考えられる。しかし、陳忠が安帝期の宦官、外戚に対し批判を加えたように彼らは閻氏に対しても否定的であっ 皇帝に忠実ではあっても、外戚には否定的であった。よって閻氏政権は、 反外戚

後漢安帝期における宮廷勢力の変容

平松

二七

少時や臨朝称制時においては大量の上奏を処理するために尚書台の必要性が増した 立場のものが集まる尚書台を政策立案・審議の補佐機関として活用することが難しかったのではないだろうか。 節で述べたように、 後漢代の尚書は、 上奏文の取捨選択と上奏時の意見提出を行っており、 [汪桂海 一九九九:一六五~一六 の幼

閻氏政権は尚書台を反外戚派官僚に占められていた状況から、尚書台を政策決定の際に十分に活

用できない点で不利であったと考えられる。

しかし、

との意見を奏上している (『後漢書』列伝五一周挙列伝)。北郷侯危篤にあたり新帝を選出する際も、 相談せず、 とも反鄧氏派官僚とも提携できたとはいい難い。 尚書官僚に対する牽制、 与していた らが密かに順帝擁立を謀っていた(『後漢書』列伝七二方術李郃列伝)。加えて、閻氏は名臣、太尉楊震の免官にも関 書の意見提出を政策決定において十分に反映できなかった。しかも、中央政界には閻氏に不満を持つ官僚が多くい 陳禅も閻顕の故吏であったにも拘らず閻氏誅滅後に何ら処分を受けないまま、 たことが考えられる。第二章第二節で述べたように、安帝親政期に閻氏は耿氏と共に、 (『後漢書』列伝六八宦者孫程列伝) (『続漢書』五行志)。これは官界から大いに反感を買い、 以上のように、 ただ宦官江京らを側に置いたのみであった(『後漢書』本紀一〇安思閻皇后紀)。 (4) (『後漢書』列伝六八宦者孫程列伝)。このような情勢下で、安帝期に免官になった官僚を呼び戻すことは 政策立案・審議のための重要機関である尚書台を反外戚派に占められていたことから、 鄧氏派官僚の懐柔という二重の意味があったと考えられる。 閻太后臨朝称制期に呼び戻した李郃は密かに順帝擁立を計 順帝に対し閻太后と朝見を絶つべし しかし結局閻氏は鄧氏派官僚 閻太后臨朝称制下でも李郃 皇太子の廃位に与っていた 尚書台を政策決定に十分 閻顕は掾吏には 閻氏は尚

担う尚書台の活用に問題があった閻氏政権にとって、宦官は意思決定の補佐の上で必要不可欠であったのである。 利用しえなかった閻氏にとって、上奏文を裁可する段階で側近を求めることは必然であり、その役割を安帝親政期 より提携していた宦官に継続して担わせたと考えられる。つまり、 政策決定に関する意見提出などで重要な役割を

お わ ŋ

方人士と広く提携し、 臨朝称制期には宦官の選挙請託も確認できない。 影響力は彼が官を退いた後も継続していた。鄧太后が宦官を身近にいた相談役として扱っていた可能性は否定でき 力が拡大したことは間違いないが、 ないが、 ある鄧隲は、 以上のごとく、 鄧氏の宦官に対する比重は以降の閻氏、 重大な議題がある際には朝議に参加しており、註 鄧太后臨朝称制期から閻太后臨朝称制期までの時期を概観してきた。鄧氏は益州を中心とした地 尚書や外朝を掌握していた [東 一九九五:一九七~二一四頁]。 鄧太后臨朝称制期に宦官の勢 永初四年 (- O 梁氏の臨朝称制ほどは重くなかったと考えられる。 の新野君の死去以降、官に就いた鄧氏もい (43)で挙げた任尚の例にもあったように、 た。 また、 特に領袖 鄧太后 で

の困難さが外戚と宦官の提携を生んだ土台であった。 であった。安帝親政期の複数の外戚および政敵の存在、 宦官を側近として必要としていたのは鄧太后臨朝称制期よりもむしろ安帝親政期から閻太后臨朝称制期にか 政情不安定、 閻太后臨朝称制期の尚書、 儒家官僚との提携

以降順帝期、 後漢安帝期における宮廷勢力の変容 梁太后臨朝称制期において宦官と外戚の提携が活発になるが、 平松 両者の接近が安帝親政期から閻太后

二七三

臨朝称制期に始まる点は留意すべきである。外戚大将軍が外征に関与せず純然たる中朝将軍化するのが安帝親政期 に始まる点 [廖伯源 一九九八:二三六頁]においても、 本稿で指摘した安帝親政期および閻太后臨朝称制期が後漢政

治史において重要な転換期であることは間違いない。

上谷浩一 一九九五「『清流派』の系譜――後浩[日本語文献] 著者五十音順

方行政刷新とそのブレーン――」『古代文化』四七―一、一方行政刷新とそのブレーン――」『古代文化』四七―一、一上谷浩一 一九九五「『清流派』の系譜――後漢時代中期の地

学』四六、一九~三二頁。――とくに鉅鹿およびその他の耿氏について――」『法政史岡安勇 一九九四「後漢における豪族の勢力形成とその展開

にして。 鎌田重雄 一九五三「漢代の門生・故吏」『東方学』七、二五鋳野直禎 一九九三『後漢政治史の研究』、同朋舎出版。

店、九七~一三八頁。『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』、中国書小林聡 一九九三「後漢の少数民族政策について」川勝守編

会。

佐藤達郎 二〇〇三「胡広『漢官解詁』

の編纂―

その経緯

冨田健之 一九八三「漢代における「黄門」の官をめぐってと構想――」『史林』八六―四、九五~一一二頁。

論集』一二、二九~四九頁。――黄門侍郎と宦官小黄門を中心に――」『九州大学東洋史

制」『東洋学報』八一―四、一〜三一頁。 冨田健之 二〇〇〇「後漢前半期における皇帝支配と尚書体

尚書事」をめぐって――」『九州大学東洋史論集』二九、一冨田健之 二〇〇一「後漢後半期の政局と尚書体制――「省

~二八頁。

東晋次 一九九五『後漢時代の政治と社会』、名古屋大学出版して――」『文学部論集(佛教大学)』八二、一~一七頁。西川利文 一九九八「胡広伝覚書――党錮事件理解の前提と

渡邉将智 二〇一二「後漢安帝の親政と外戚輔政」『東洋学報』福井重雅 一九八八『漢代官吏登用制度の研究』、創文社。

九三—四、一~三〇頁

部。
遊過将智 二〇一四
『後漢政治制度の研究』、早稲田大学出版

渡邉義浩 一九九五『後漢国家の支配と儒教』、雄山閣出版。

労榦 一九四八「論漢代的内朝与外朝」『中央研究院歴史語言[中国語文献] 著者アルファベット順(ピンイン)

李学銘 二○一三『東漢史事述論叢稿』、萬巻楼図書股份有限研究所集刊』一三、二三七~二六七頁。

公司。

華書局。 邢義田 二〇一一『治国安邦――法制、行政与軍事――』、中邢義田 二〇一一『治国安邦――法制、行政与軍事――』、中

汪桂海 一九九九 『漢代官文書制度』、広西教育出版社。

註

- 細な検討を行っている [狩野 一九九三:四一九~四四六(1) 順帝擁立クーデタの経緯に関しては、狩野直禎氏が詳
- (2) 安帝の実母である左姫は既に死去しており、その一

後漢安帝期における宮廷勢力の変容

平松

族

(3) この他後漢には、建国の功臣である耿純を祖に持つ冀の父が罪を得ており、左姫自身が官婢の身分であったこと、の父が罪を得ており、左姫自身が官婢の身分であったこと、氏の優越に関しては、後漢における嫡母の優位の他、左姫氏の優越に関しては、後漢における嫡母の優位の他、左姫になる左氏は清河王家で任官されたものの、中央には進出である左氏は清河王家で任官されたものの、中央には進出

(4) このほかの六家は、郭氏、陰氏、馬氏、鄧氏、竇氏、岡安勇氏により指摘されている[岡安 一九九四]。

州鉅鹿の耿氏がいるが、もともと両者は同宗であることが

梁氏である。なお殤帝期、安帝期に臨朝称制を行った鄧太

九九三]。 活躍に関しては小林聡氏が詳しく検討している [小林 一活躍に関しては小林聡氏が詳しく検討している [小林 一

后も七家の出身であった。

源とするそれまでの外戚と違い、皇帝権力を淵源としたと渡邉義浩氏は耿宝の大将軍位就任に関して、皇太后権を淵立場で、皇帝親政期に大将軍位に就いた点が特徴的である。(6) 特に耿宝の場合は清河王家時代の皇帝嫡母の兄という

を委ねたことに関し、「章帝の統治方針」を発展的に継承渡邉将智氏は、安帝が自身の存命中に外戚の耿宝に「輔政している [渡邉義浩 一九九五:二九〇~二九一頁]。また、

二七五

- それまでの大将軍と異なり、 意すべきである したためと考える [渡邉将智 二〇一二]。いずれにしても 皇帝親政中に就任した点は留
- 7 宝は名実ともに官界の最上層にあったことがわかる。 が指摘される 中央において朝政に関わり、純然たる中朝将軍化すること 耿宝の子の耿箕が侍中となったのは順帝即位後である。 特に安帝親政期くらいからの大将軍は外征に関与せず、 [廖伯源 一九九八:二三六頁]。この時の耿

8

料中に見いだせないため、保留とする。 箕も安帝期に何らかの官に就いていた可能性は高いが、史 安帝期に耿宝の弟の子が侍中に就いたのに対し、耿氏領袖 である耿宝の子が無官であったのはやや不自然である。耿

選者儒宿德、與參政事」。

- (9) 渡邉義浩氏も後漢時代の皇后が再生産性を持つこと、 指摘している [渡邉義浩 一九九五:二七八~二八六頁]。 すなわち特定の家から繰り返し皇后がだされていることを
- 11 10 二二)の頃で十歳前後であると指摘され、皇帝の側近とし 五校尉のいずれかの官に就いていたと考えられ れる [冨田 一九八三]。黄門侍郎は文書伝達を担当する官 ての機能を期待することはほとんど無理であったと考えら ただし黄門侍郎に就任した閻氏の諸子は延光元年(一 閻顕も大鴻臚に遷るまでは、大鴻臚以外の九卿または

- 明記されているわけではないが、皇帝ないし皇太后の身辺 であり、 た可能性はある。 に文書を伝達するといった機能上、皇帝の諮問に応えてい 顧問応対的な機能に関しては『続漢書』 百官志に
- (1) 『後漢書』列伝三三朱穆列伝「乃上疏曰「案漢故事) 通命兩宮。 和熹太后以女主稱制、不接公卿、乃以閹人爲常侍・小黃門、 後穆因進見、口復陳曰一臣聞漢家舊典、置侍中・中常侍各 中常侍參選士人。建武以後、 一人、省尚書事、黃門侍郎一人、傳發書奏、皆用姓族。自 自此以來、權傾人主、窮困天下。宜皆罷遣、 乃悉用宦者……」。
- 13 平 復掖廷永巷之職、閨牖房闥之任也」。 機殷遠、朝臣國議、無由參斷帷幄、稱制下令、 改以金璫右貂、兼領卿署之職。鄧后以女主臨政、 委用漸大、而其員稍增、中常侍至有十人、小黄門二十 不得不委用刑人、 『後漢書』列伝六八宦者列伝序「自明帝以後、 寄之國命。手握王爵、 口含天憲、 不出房闈之 迄乎延
- 14 [邢義田 二〇一一:三八〇~四一二頁]。 尚書と故事の関連に関しては邢義田氏が論究している
- 15 常。其冬、代尹勤爲司空。是時中常侍鄭眾·蔡倫等皆秉埶 『後漢書』列伝二三周章列伝「永初元年、 代魏霸爲太

眾心不附、逐密謀閉宮門、誅車騎將軍鄧騭兄弟及鄭眾·蔡立、恐後爲怨、乃立和帝兄淸河孝王子祐、是爲安帝。章以王。及殤帝崩、羣臣以勝疾非痼、意咸歸之、太后以前旣不王。及殤帝崩、羣臣以勝疾非痼、意咸歸之、太后以前旣不豫政、章數進直言。初、和帝崩、鄧太后以皇子勝有痼疾不

郎中。時和熹鄧后臨朝、權在外戚。根以安帝年長、宜親政(16) 『後漢書』列伝四七杜根列伝「永初元年、舉孝廉、爲倫、劫尚書、廢太后於南宮、封帝爲遠國王、而立平原王勝]。

公卿參謀」。

諫太后歸政、坐抵罪、與根俱徵、擢爲尚書郎、並見納用」。(17)『後漢書』列伝四七杜根列伝「初、平原郡吏成翊世亦

乃與同時郎上書直諫」。

至。太后不從。康心懷畏懼、永寧元年、遂謝病不朝」。門盛滿、數上書長樂宮諫爭、宜崇公室、自損私權、言甚切門盛滿、數上書長樂宮諫爭、宜崇公室、自損私權、言甚切、宗(8)

朝称制期において、宦官任用そのものを批判する上奏文が的財寵、以此天下失望」と評されているように、女主の「後漢書」本紀一○順烈梁皇后紀「太后又溺於宦官、多所封寵、以此天下失望」と評されているように、女主を所封寵、以此天下失望」と評されているように、女主を別した順帝梁皇后が「太に、女主を別した順帝梁皇后が「太に、女主を別した順帝梁皇后が「太に、女主を別した順帝梁皇后が「太に、女主を別した順帝梁皇后が「太に、」、女主称制という状況下から宦官の利用が容認されている。

後漢安帝期における宮廷勢力の変容

平松

うとしていたが、文書伝達などを中心とした宦官任用そのうとしていたが、文書伝達などを中心とした宦官任用その力奪取の一環として、中枢にあった鄭衆、蔡倫を排除しよ用が加速度的に進んだとは考えられない。また、周章は権ほとんど確認できないことに鑑みても、この時期の宦官利

(20)『後漢書』列伝六鄧隲列伝「其有大議、乃詣朝堂、ものに不満があったとは史料からは読み取れない。

與

(21) 黄門侍郎は禁中への出入は許されていたが、皇帝が長楽宮、長秋宮に滞在する時には宦官専任の小黄門が文書伝達を行っていた「渡邉将智二〇一四二二三三員」。皇太后の居所である長楽宮に出入できなかったとなると、黄門侍郎の権限は限定される。しかし、臨朝称制時にもその原則郎の権限は限定される。しかし、臨朝称制時にもその原則郎の権限は限定される。しかし、臨朝称制時にもその原則郎の権限は限定される。しかし、臨朝称制期に士人官僚である。所と比しても大差ないこと、臨朝称制期に士人官僚である張禹を「禁内に居らしめ」ていた(『後漢書』列伝三四る張禹列伝)ことをあわせ考えると、黄門侍郎の長楽宮出入張禹列伝)ことをあわせ考えると、黄門侍郎の長楽宮出入張禹列伝)ことをあわせ考えると、黄門侍郎の長楽宮出入張禹列伝)ことをあわせ考えると、黄門侍郎の長楽宮出入張禹列伝)ことをあわせ考えると、黄門侍郎の長楽宮出入の出入は許されていたが、皇帝が長

馬融を尚書に推薦したが、元初四年(一一五)に「廣侍中を拝していた可能性がある。「侍中」鄧鳳は「郎この他、鄧隲の子である鄧鳳も永初四年(一一〇)以

22

は完全には否定できない。

中

二七七

初四年(一一五)ごろ、鄧鳳はなお侍中職にあったと推測 結局この時尚書に昇進しなかったが、昇進の取り消しと 成頌」を作成したことで馬融は鄧氏の不興を買う。馬融は 「廣成頌」作成との間に因果関係があったとするなら、元

できる。

(2) なお、決裁にあたり宦官が鄧太后に意見した可能性は 鄧隲はしばしば宮中に出入していた。鄧氏が宦官を利用し 考えうるのであるが、鄧太后と鄧隲らの関係は良好であり、

てまで、鄧太后の意思決定に関与する必要性はなかったで

あろう。

24) 李閏は閻太后臨朝称制期においても権勢をふるったが、 朝称制期から中常侍に任じられていた可能性もある。しか 不明である(『後漢書』列伝六八宦者孫程列伝)。鄧太后臨 たのに対し、樊豊は「中常侍」とのみ記され、前任の官は 開始にあたり、 大将軍耿宝らの一派として誅されている。なお、安帝親政 られ、結果的に一命を取り留めた。樊豊は安帝崩御の際、 順帝擁立クーデタの際、力ずくに孫程らの仲間に引き入れ 江京、樊豊が別の官より「中常侍に遷」っ

- の提示に留めておく。 ら中常侍に就いていたかは定かではなく、 にもなりえるが、現存の史料からは樊豊が鄧太后の時代か あくまで可能性
- 25 される。順帝擁立クーデタ時の詔勅にはそれぞれ「黄門令」、 「鉤盾令」と記されるが、当該期には中常侍に遷っていた 両者とも『後漢書』本紀六順帝紀では「中常侍」と記
- 26 れている。 両名とも安帝崩御の際、 大将軍耿宝の一派として誅さ

可能性もある。

- ぼったことが推測される。 りでは数名だが、その門生・故吏を含めると相当な数にの 安帝親政期に在留した鄧氏派官僚は、 史書に現れる限
- (28) 安易に同一視することはできないが、同じく複数の外 関して「而るに舉ぐる所 私門の賓客、乳母の子弟に過ぎ 顕と結託して領尚書事蕭望之を失脚させた事例がある 戚が存在していた前漢元帝期にも外戚史氏、許氏が宦官石 私門賓客、乳母子弟」)ことから、前漢元帝期にも外戚と ず」と記されている(『漢書』巻八一匡衡伝 (『漢書』巻三六劉向伝)。また、元帝の外戚である史高に 一而所舉不過
- 乳母の政治的結合が存在していたことがわかる。 この他、 楊震の処罰の際に、耿氏は中常侍樊豊、 江京、

29

鄧太后臨朝称制期における中常侍の権勢を疑問視する材料

中常侍が朝政に与り権勢をふるっていたとするならば 派の誅滅に樊豊がまきこまれないのは不自然である。

- (30) ただし、羊曼は鄧隲に推薦されて以降の記述が管見の乳母王聖と共に讒言を行ったとされる(『続漢書』五行志)。
- (3) ただし、羊浸は鄧隲に推薦されて以降の記述が管見の
- (31) なお、皇太子廃位反対運動の際の殺諷は光禄勲に就い
- (32) 一方桓帝期頃には故吏への処罰が甚だしくなる。辟召(32) 一方桓帝期頃には故吏への処罰が甚だしくなる。辟召
- (3) 渡邉義浩氏は太尉楊震碑の建立に関わった者だけでも、同隷のすべての属部、および豫州、冀州のほとんどの属部(および豫州、冀州のほとんどの属部(の) 渡邉義浩氏は太尉楊震碑の建立に関わった者だけでも、
- 浩 一九九五:一三五~一三七頁〕。
- (34) 鄧隲の府に辟召され、鄧氏誅滅時に免官されなかった官僚のうち楊震は「家学」を持つことに加えて東莱太守をを僚しており、張皓も彭城の相を経ている。鄧氏誅滅後に免官された陳禅は漢中太守を経験しているが、彼の場合鄧先后臨朝称制期にすでに尚書陳忠の弾劾を受けて左遷され太后臨朝称制期にすでに尚書陳忠の弾劾を受けて左遷されている。このことは考慮すべきであろう。

後漢安帝期における宮廷勢力の変容

平松

- あったことが推測される。 朱寵の師であったことから、鄧氏派官僚とも近しい立場に 朱寵の師であったことから、鄧氏派官僚とも近しい立場に
- 夫)、曹成(中散大夫)、李尤(諫議大夫)、張敬(符節令)、丘弘、陳光、趙代、施延(侍中)、朱倀、第五頡(太中大

36

殺諷 (光禄勲)、劉瑋 (宗正)、薛皓

(将作大匠)、

楽闡(衛尉守丞)、鄭安世(長楽・未央廐令)が挙げられ龔調(持書侍御史)、孔顕(羽林右監)、徐崇(城門司馬)、

る。()内は官職を表す。

- ている [上谷 一九九五]。性」により「刷新派」から分裂した一派であると位置づけ性」により「刷新派」から分裂した一派であると位置づける) 上谷氏はこうした反鄧氏派官僚を、鄧氏の持つ「二面
- の関係上明らかにしがたい。 (3) 陳忠が尚書僕射、尚書令に遷った正確な時期は、

(39) なお、来歴は楊震の失脚、

自殺にも同情的であった

史料

- きるのは、管見の限り尚書(尚書僕射・尚書令)陳忠、尚(40) 安帝親政期において確実に尚書官僚であったと特定で(『後漢書』列伝五来歴列伝)。
- 衡、尚書郎成翊世、尚書郎周興の八名である。尚書翟輔、尚書郭鎮、尚書郎(尚書僕射)胡広、尚書郎張書侍郎冷宏(『後漢紀』永寧二年条には一岑宏」とある)、

二七九

る。 世 デタにおける働きからも反閻氏であったことは明らかであ 伝三八翟酺伝)。なお、尚書郭鎮は後述する順帝擁立クー の外戚である耿氏、 ただし、その他の記述に乏しく、反鄧氏であったか否 周興は陳忠が推薦した人物である。また、翟酺は安帝 のうち陳忠が反外戚であることは明らかであり、 閻氏に批判的であった(『後漢書』 成翊 列

かまでは明らかでない。また、張衡は大将軍鄧隲の辟召を

九九八]。

向もあるが、質帝崩御後の新帝冊立に際し、胡広は清流派 胡広に関しては、 場にあったことは明らかであろう。冷宏に関しては史書に ことが指摘される 乱れと陵遅への危機感から『周官解説』を構想 度の寵遇を諫めて上疏をするが、彼はこうした政治秩序の 衡は順帝期に孫程ら宦官、更には梁商、梁冀ら外戚への過 ていなかったものと考える(『続漢書』律暦志)。また、張 暦の問題が起こるに際して、 傾向をうかがうことができる。 複数回断っており(『後漢書』列伝四九張衡伝)、 いることから、少なくとも反鄧氏派である陳忠と敵対はし 所しか現れないため、彼の思想、立場は不明である。 この後、 [佐藤 二〇〇三]。反外戚、反宦官の立 桓帝期には梁冀と近しかった傾 陳忠が張衡、周興に賛同して 加えて、延光二年(一二三) 執筆した 反鄧氏の

官僚である李固に当初同調していた(『後漢書』列伝五三

42

『後漢書』

本紀一〇安思閻皇后紀には安帝乳母、

王

聖

は政治的信念を持って活動していたことを指摘する[西川 冀への阿附が原因ではなく、 何らかの関係を持っており、 冀との関係について、当時の中央官僚のほとんどが梁冀と 降ではないかと推測できる。 李固列伝)。胡広が外戚に接近するのはむしろ桓帝 なお、 また胡広が、 梁冀誅滅時の胡広の免官は梁 西川利文氏は胡広と梁 三公就任以前に 立 以

れないため、八人の中には数えなかった。尚書孟布も同様 として記述される。安帝親政期に尚書としての活動がみら できるが、彼は少なくとも延光三年(一二四)には光禄勲 この他、 安帝親政開始直後の尚書令殺諷を挙げることが

の理由で安帝親政期の尚書に数えていない。

(4) 渡邉将智氏は尚書台について、政策案を専門的に作成 える。 から、 意見を求める事例(『後漢書』列伝四八虞詡伝)など、 三~一八五、二三四~二三八頁]。しかし、順帝が尚書に べき官署であったと解釈する [渡邉将智 二〇一四:一八 審議する機関ではなく、むしろ文書伝達の中核機関という 漢には尚書台が政策決定に寄与する例は多くみられること 筆者はやはり意思決定に寄与していたものとして考

ていたとされる。の娘は王永、王永の夫の名前は樊厳であり黄門侍郎に就い

(4) 建光元年(一二一)が鄧氏誅滅の年であることを考えると、鄧氏との関係性ゆえに免ぜられた可能性が高い。李郃は鄧隲の府に辟せられた官僚ではないが、鄧隲により朝た行動をとっている(『後漢書』列伝二九劉愷列伝)。ここから考えても、李郃が鄧隲に近しい立場にあったことを考えらかである。

(4) 陳禅は永寧元年(一二〇)安帝が西南夷の音楽と曲芸を楽しんだことを批判したが、これにより尚書陳忠の弾劾を楽しんだことを批判したが、これにより尚書陳忠の弾劾を楽しんだことを批判したが、これにより尚書陳忠の弾劾受けたが、この時陳忠は尚書であった。陳忠の政治的立場受けたが、この時陳忠は尚書であった。陳忠の政治的立場で議みるに、この時の讃賛にあった。

たと考えられる。

に就き、永建二年(一二七)には太常から太尉、録尚書事ない。しかし、順帝即位後、劉光は太常という九卿の一つ宦官らに脅されやむなく順帝に協力した可能性も否定でき宦という非常事態にあって劉光が武器を持った

後漢安帝期における宮廷勢力の変容

平松

的である。 協力した李閏が順帝即位後優遇されなかったこととは対照協力した李閏が順帝即位後優遇されなかったこととは対照であったとは考えられない。孫程らに脅され、クーデタにに遷ったことを考えると、少なくとも劉光が閻氏に協力的

(46) 安帝親政期の尚書のうち翟酺は延光三年(一二四)

ĸ

しかし、劉光の例で見たように反外戚の傾向は継続しているのたことが史書から明確にわかるのは郭鎮のみである。あったことが史書から明確にわかるのは郭鎮のみである。あったと考えられる。この他、閻太后臨朝称制期も尚書であったと考えられる。この他、閻太后臨朝称制期も尚書であったと考えられる。この他、閻太后臨朝称制期も尚書であったと考えられる。この他、閻太后臨朝称制期も尚書であったと考えられる。この他、先述したように成翊世太守として転出している。この他、先述したように成翊世太守として転出している。この他、先述したように成翊世

また尚書賈朗は順帝即位の翌年に官にあったことが確認の深かった賈朗も同様である。

<u>47</u> 任に就いていた。しかし、李学銘氏は太傅・三公を本官と ただし、閻氏と提携していた馮石、劉喜は録尚書事の

邉将智 二○一四:九六~一○八頁]。筆者も現段階では上 それだけでは制度的な基盤とはなりえなかったとする「渡 を示す慣用的な表現」であるが、象徴的な意味合いであり、 ぶ」とは「官僚機構の統率と国政の総覧を許可されたこと は録尚書事を官名ではないとしたうえで、「尚書の事を錄 である [汪桂海 一九九九:一七六頁]。また、渡邉将智氏 頁]。汪桂海氏も録尚書事の権力の強さに関しては否定的 かに低かったとする [李学銘 二〇一三:一八七~一八八 した録尚書事に関して、位は高いが実権は尚書よりもはる

な権力を発揮しえなかったと考える。

48 そも陳禅は閻氏の保全に積極的ではなく(『後漢書』列伝 上したことに対する批判は管見の限りみあたらない。そも 閻顕の故吏である陳禅が、閻氏に不利になることを奏

(4) 崔瑗は閻顕に対し、北郷侯の廃位と順帝の即位を訴え 見さえかなわなかった(『後漢書』列伝四二崔瑗列伝)。江 ようとしていた。しかし、閻顕は日々酒に溺れ、 崔瑗は接

良好な関係を築いていなかったようにみえる。

四二崔瑗列伝)、閻氏政権下において閻顕は陳禅とあまり

京らを身近に置いていたこととは対照的である。

(京都大学文学部非常勤講師)

記の三者に従い、録尚書事だけでは国政運営において十分

THE TOYO GAKUHO

Vol.98, No.3 - DECEMBER 2016

(THE JOURNAL OF THE RESEARCH DEPARTMENT OF THE TOYO BUNKO)

The Changing Face of Imperial Court Politics during the Reign of Later Han Emperor An: On the Rise of the Eunuchs

HIRAMATSU Asuka

In the research to date on the Later Han Dynasty, the Dowager Empress Deng's (鄧太后) regency has been characterized as an era in which eunuchs rose to power at Court. However, alliances between eunuchs and imperial inlaws in such practices as influence peddling for court appointments (選舉講託) became ingrained during the era of Emperor An's (安帝) direct rule and the regency of Dowager Empress Yan (閻太后). As this period has not been duly noted due to its short duration, the author of this article examines it by focusing on imperial in-laws, eunuchs and literati bureaucrats, in an attempt to explain the reasons for the rise of the eunuchs at that time.

The author begins with an investigation of two imperial in-law clans, the Gengs (耿) and the Yans (閨), discussing their family pedigrees, court appointments and influence they exercised at Court. The article then moves to the main question of the rise of the eunuchs and its various causes. To begin with, criticism of the governance during the regency of Dowager Empress Deng and the infiltration of the Deng Clan into the bureaucracy are discussed as factors. The author concludes the eunuchs in this period first gained influence at Court through the drafting and transfer of documents, before forming their affiliations with court in-laws. Then, regarding the political participation of eunuchs under the direct imperial rule of Emperor An, the author raises examples in order to show the motivation behind the Emperor and his in-laws coming to regard the eunuchs as indispensable.

This is followed by an examination of the literati bureaucrats in office during the reign of Emperor An and the regency of Dowager Empress Yan.

First, the author confirms the fact that a certain number of Deng Clan bureaucrats managed to retain their appointments during the reign of Emperor An, then shows that the Emperor resisted this move by summoning bureaucrats opposed to the Deng Clan to his side, as evidenced by the large anti-Deng character of the Office of Palace Writers (Shangshu 尚書). Finally, the author shows that this trend continued even during Dowager Empress Yan's regency, when reaction arose to the deposing of the Heir Apparent, and the Yan Clan was unsuccessful in building friendly relations with bureaucrats, bringing about even heavier dependence upon the eunuchs.

The author concludes that accelerated participation by the eunuchs in politics during the reign of Emperor An and the regency of Dowager Empress Yan marked an important era of transition in the history of the Later Han Dynasty.

The Formation of Lineages in mid-Ming Period Zhangzhou, Fujian: The Case of the Ding Lineage of Baishi Village, Longxi County

Kameoka Atsuko

This article focuses on the specific case of the Ding Lineage of Baishi 白石 Village, Longxi 龍溪 County, Zhangzhou 漳州 Prefecture, Fujian 福建 Province, in an attempt to understand the meaning of clan histories contained in lineage genealogies during the mid-Ming Period.

The author begins her investigation with a discussion of the ancestral shrine built by the Dings at Wenfengmuzhong 文峰畝中 during the 7th year of the mid-Ming Period's Zhengde Era(1512), which played an important function in maintaining lineage solidarity, symbolized by the memorialized merger between the Xiangxian Sublineage(Xiangxianfang 鄉賢房)of the descendants of Ding Zhiji 丁知幾, who during the Southern Song Period was awarded in his old age with the honorary title of tezouming jinshi 特奏名進士, and the Gongyuan Sublineage(Gongyuanfang 賈元房)of the descendants of Zhiji's older brother Ding Zhiwei 丁知微, who placed first in his local civil service examination (gongyuan 賈元).

Next, the author turns to the meaning of the above merger between the